

## 時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇金属工業株式会社●●工場 工場長 田中太郎（以下「甲」という）と同社労働者代表 山田花子は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日（1週間に1日又は変形休日制を採用する場合は4週4日）の労働（以下「休日労働」という）に関し、下記のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第△△条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができるものとする。

時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長する事ができる時間		
			1日	1日を超える一定の期間	
				1箇月	1年
受注の集中	設計	10人	3時間	30時間	250時間
製品不具合への対応	検査	10人	2時間	15時間	150時間
臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	2時間	15時間	150時間

第3条 甲は、就業規則▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができるものとする。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	労働させること ができる法定休 日の日数	労働させることができる 法定休日における始業及 び終業の時刻、休憩時間
受注の集中	設計	10人	1か月に1日	8:30~17:30
臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	1か月に1日	8:30~17:30

2. 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は、業務の進捗状況により、予め指定して、この時間を短縮することがある。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、当日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また休日労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 甲は、臨時かつ緊急に業務を行う必要がある場合は、労働者代表に事前通知した場合、次により本協定第2条の延長限度時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができるものとする。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る)
			1日	1日を超える一定の期間		
				1箇月	1年	
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	60時間	550時間	4回
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	60時間	500時間	3回
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	55時間	450時間	3回

2. 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置として、下記の①～⑩より該当する番号及び具体的内容は以下のとおりとする。

<p>① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。</p> <p>② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。</p> <p>③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。</p> <p>④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。</p> <p>⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。</p> <p>⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。</p> <p>⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。</p> <p>⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。</p> <p>⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。</p> <p>⑩ その他</p>
--

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ③ ⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催
--------------------------------------	-------------------	--

第6条 甲は、従業員が時間外、休日労働に従事した場合、通常の賃金に加え次の割増賃金を支払うものとする。

- (1) 就業規則に定める所定労働日の時間外労働の場合は25%の割増賃金
- (2) 就業規則に定める法定休日の労働時間については35%の割増賃金
- (3) 前1号及び2号の労働時間が深夜に及んだ場合はさらに25%の割増賃金
- (4) 就業規則に定める所定労働日の時間外労働が限度時間(1ヶ月45時間、1年360時間等)を超えた場合は25%の割増賃金
- (5) 就業規則に定める所定労働日の時間外労働の限度時間が1ヶ月60時間を超えた場合は50%の割増賃金

第7条 本協定の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

令和 3年 3月 12日

検査課主任  
労働者代表 山田 花子 ⑩

〇〇金属工業株式会社●●工場  
使用者代表 工場長 田中 太郎 ⑩